

平成21年知立市議会12月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成21年12月11日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉原 透恭	永田 起也	佐藤 修	村上 直規
高木 正博	三浦 康司	馬場 節男	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	足立 光司	土木課長	稲垣 衛
建築課長	山本 英利	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	塩谷 興信
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第57号 知立市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号 平成21年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第63号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第66号 平成21年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）	〃

午前10時00分開会

○杉原委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は4件です。すなわち議案第57号、議案第61号、議案第63号、議案第66号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第57号、知立市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○佐藤委員

おはようございます。今回この給水人口、並びに給水量に関する条例ということでありまして、以前いただきました水道ビジョンを見ますと、この前本会議質疑で答弁されたような中身が、この中に載ってるのかなというふうに思います。それで、1日平均の給水量が2万2,600トンと、これが最大が2万6,000トンということで、水需要が落ちてきてる中で、こういう設定をされたと思うんですけども、そこでお聞きしたいのは、この中の課題でもありますけれども、いろんな課題が水道ビジョンの中ではあるわけです。

今度、八橋とそれから、さらに今度、西町という形で2系統で1日最大12時間ですかね。やるということですけど、そうした中であって地下水の保全についても言及がなされておるところで、県水と地下水の現状と、それから将来、どの程度の割合にしていくのか。もちろん県水で買った場合と、それから自己水で浄水場使ってやった場合のコストがそれぞれあるかとは思いますが、そんな見通しもお知らせ願えたらと思いますけど。

○水道工務課長

おはようございます。ただいま県水と自己水の佐藤委員からご質問のありました将来予測なんですけど、現状のところ言いますと知立の八橋と、

それから今度新規でつくります西町配水場を合わせて2万1,500トンを県水で予定をしております。それで、知立の浄水場の方でつくる、いわゆる自己水なんですけれども平成21年現在では、5,220トン程度計画をしております。

それで将来的に、ただいまビジョンで載っております平成30年ごろには、最大の給水量といたしましての数字ですけれども、八橋が1万5,900トン、それから西町が5,600トンのあわせて2万1,500トンが最大です。それから、知立浄水場はこの後、少しずつ下げてまいりまして4,600トン程度を賅っていければと、あわせて2万6,100トン程度を計画しております。

○佐藤委員

今回、西町をつくるというのはライフラインですね。地震等に対応するというようなことが言われてますけれども、もちろん貯水槽にためるわけですので、そういう事態になったときの12時間対応ができるというのはものの、そうしたものについていろんな被害が出て復旧ということが出てきたときに、自己水の果たす役割というのは極めて大きいだろうというふうに思うんです。今ありましたよりも現状よりも、おおよそ620トンばかり縮小すると、こういう計画だということですけども、それで本当にいざといったときにいいのかどうか、そのへんの見通し。

○水道工務課長

ただいまのところの手持ちの資料ですと、知立浄水場といたしましては6つの井戸から給水をしておりまして、あるうちの2つは、6つはごめんなさい7つです。失礼しました。7つあって、そのうちの2つは、今のところずっと給水を取水しておりませんが、残るものについてはそれぞれ均等に大体平均で1,200トンから1,700トン程度は今でも取っております、全然取らなくなるとやっぱりすぐに、いざっていうときに取れませんが、それも生かしつつ、いざっていうときに使えるようにしたいと思っております。

○佐藤委員

そうすると、現在2つ使ってないっていうこと

で、いざというときには、それらを回復すれば十分対応できると、こういうことでしょうか。

○水道工務課長

先ほど言いましたように、いざというときに自己水が100%ではなくて、今度つくる西町配水場、それから八橋配水場はもちろんですけれども、常時通水してて、それが自動停止弁っていうものがありまして緊急で、もしなった場合は遮断をされて大体6割ぐらいは、先ほど言われた12時間対応のやつでも、確保されるようにしてありますので、井戸だけでももちろん数字的には間に合いませんが、それを遮断弁で使えばおおむね1週間程度の確保はできるのではないかと考えております。

○佐藤委員

その判断については、専門家じゃないんでね何とも言えないわけですけども、そういう点では給水の人口は伸びるものの給水量が減るっていう形で、その後、施設の更新、道鋼管の敷設替等含めて利益が減るのに、設備投資が、投資だけ経費がふえていくと、このはざまの中で、これ運営をされていくっていうことでありますけれども、そうした点ではやっぱり端的に言ってもらえればいいで、県水と自己水のコストっていうのは、どんな状況にあるのかなというわけですけども。

○水道業務課長

県水と自己水は、どちらがっていうことなんですけれども、自己水の方が単価は安くなっております。ですから、なるべく自己水の方も延命していきたいと思っております。

○佐藤委員

自己水の方が単価が安いということを見ますと、もちろんこのビジョンの中では、地下水を一挙にくみ上げると地盤沈下等の影響が出るというようなことで、単純にどんどんくみ上げればいいのかというふうには思いませんけれども、今の話を聞きますと自己水っていうのは、これからの設備更新等を含めていったときは極めて有力な水源だなということが今の話の中でわかりましたけれども、現在6つですか、7つですか、あるってことですが、どのへんのところにどうあるのかは以前聞

いたような気がしますけれども、今後のことを考えたときにそうした水源を新たに確保するとか、そんなことは検討はされてないわけですか。

○水道工務課長

今、佐藤議員のおっしゃった今後、井戸とかそういう用水を確保していくかということについては、今のところ、うちのキャパとしては西町配水場をつくるということ以外は考えておりません。

○佐藤委員

ここで結論ということよりも、一つの投資がふえていく中で利益が減るっていう、このはざまの中で自己水の方がコストが安いということであれば、これをそうした財政計画の中に、こうしたものがきちんと今後につけ、まあ、それがね県水と自己水が購入する、また送る、そういうことを含めたコスト、それから自己水のコスト、どのくらい差があるか、ちょっとわかりませんが、そうしたことも先ほどの答弁では減らしていく方向、いざとなったら回復できるってことでありますけれども、そうしたことの検討も必要ではないかなというふうに思うんですけども、これはもう県水は何ていうか、どれくらい買ってくれていることが今はなくなったと聞いてますけども、そのへんの関係を含めてちょっとお尋ねしました。

○水道工務課長

ただいま、おっしゃいました、まず財政的な面よりも技術上の問題として今ある井戸はなるべく長く使いたい。

それから先般の委員会が何かにも出ました知立の浄水場をどうするかということもあわせて、今のこのビジョンだけでお示しすることはちょっと無理かなと思っておりますので、今後はそういう経過より詳細なものを示して、何らかの今おっしゃいました財政計画まで説明ができるようなふう

に努力したいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ、そのへんもご検討いただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは安心して供給できる水道ということで、災害対策の一つに給水拠点の確保と

ということで、現在八橋があり、今度西町ができる
と、そして文化会館の地下貯水槽もあるというこ
とでありますけども、この給水拠点の確保といっ
た場合、以前の議会質問の中で南部の地域に、い
わゆる猿渡川以東っていいですか、以南っていい
ですか、その部分がないってということで質問も
出たわけですけども、そうした点での給水点の確
保という点では、どのようなことを視野に入れて
るのか、そのへんをお聞かせください。

○水道工務課長

ただいま、質問されました佐藤委員の内容です
が、給水拠点をどうするかということに限定し
て考えますとビジョンにもありましたが、私ども
の給水の方向が北に偏ってるのは、私も水道、来
たときにビジョンを見まして、明らかにちょっと
上の方だということで、それをいろいろビジョン
の中を読み込んだり、いろいろ、いろんな方にお
話を聞いて管路、管を補強してその中で、例えば
南のほうの方がわざわざ給水車を待たなくて、北
のほうまで歩いてこんでも、なるべくそういう管
網でってということで、それも次年度以降の予算等
で計画をつくって、順次優先的に何の管路を補強
していくかというのを決めて、ただ面で順番って
いうんじゃないで、何を第一優先に管をっていう
ことで、まず管を確保してそれが当然給水のほう
につながっていくと思っておりますので、今のと
ころはその程度でさせていただきます。

○佐藤委員

技術的専門的で、ちょっと管を確保するってこ
とで言われましたけれども、僕らが一般的に見る
とね、そうした地域にないところにプールを、貯
水槽なりプールをつくるってイメージがするわけ
ですけども、今の答弁だと災害時に強い管を破碎
できないようなものを使って、とりあえずそうい
う形で最大限の範囲の中での最大限の災害対策と、
しかし、その先にあるのはやっぱりそういう貯水
槽が必要ではないかなと思うんですけども、その
へんのところはどうですか。

○水道工務課長

まず、私どもの行政でやらなければならないこ

ととして、安心のテーマとしては管の、まず確保
ってというのは、ごめんなさい、管を入れかえてそ
の中で耐震性を持った管に随時幹線を入れかえて
いくと、その中でどこが重要な地点となりますと
知立の地域防災計画にもありますそういう各種拠
点、そこはまず給水ができるようにしなければなら
ない。

それから、貯水槽というふうに佐藤委員がおっ
しゃいましたが、それについてはいろいろ、それ
こそ技術上の問題がありまして、水質の問題とか
長年のメンテに耐えられるかどうかということ、
まだ全然白紙状態ですので、それについてはちょ
っとまだご返事ができかねる状態です。

○佐藤委員

いずれにしても、その管を耐震に強い管で、そ
こに対応するってことでありますけれども、給水
拠点ということで避難所だとか、そういうところ
にいく水については、その管で対応できるわけ
ですけども、大もとのところでだめになった場合は、
その管は生きないわけですので、当然のことなが
ら貯水槽というものが課題に挙がってくると思う
んですけども、現時点ではそこまではいってない
ということですけども、もしも設置をするって
いうことになれば、お金の話もありますけども、こ
れは南の地域というふうに私は理解するわけす
けども、そのようなことでよろしいのでしょうか。

○水道工務課長

はい、地勢的にも、そのように考えております。

○佐藤委員

はい、わかりました。

それから、もう一つ健全な経営っていう点では
中長期の財政計画の策定ということがありまして、
もちろんこれが出てきたわけですので、浄水場の
ことやら災害対策やら含めてやられるわけす
けど、今はビジョンができたばかりです。しかし、
このビジョンは2009年から2018年までというこ
とになりますと、その中で基本的な方針と施策の方
向が示されてるってことになって、当然のことな
がら中長期の財政計画っていうことが出てくるわ
けで、これはもちろん一遍つくったら見直さない

不動のものではないし、見直さないかんということが書いてますけれども、これはどのくらいの見通しで策定を今準備をされてるのか、そのへんはいかがでしょう。

○水道業務課長

長期財政計画ですけれども、昨年度作成しました水道ビジョンに基づきまして水道ビジョンの中には、かなり大きな事業がたくさん載っております。これを一度にやるとなかなか財政上難しいところがございますので、現在いろいろ振り分けておるところでございます。

一応30年を目標に財政計画をつくっておりますが、毎年10年先を見通して修正を加えていくつもりでございます。今、実施計画の査定中でございますし、予算もまだ確定しておりませんので、それにあわせてまずは30年度までのものをしっかりとつくっていきたくております。

○佐藤委員

なかなか厳しい財政事情の中で、当然水道の会計の中でやるのが基本ではあっても、なかなか大きいってことになりまして出資金という形も以前の議会の中で議論になりまして、それについてはどこまでの範囲かはわからないけれども、当然のことながら一般会計の中から手当するっていうような答弁もあったかと思うんですけどね。いずれにしても、これ大変だなというふうに思いますけど、これは一応いつくらいをめどに、この10年間のそうした見通しを策定をしていくのか、一遍策定してその後の事情の中で、当然見直しがあるわけですけども、今こういう作業に入ってきて、とりあえず示せる形っていうのはいつくらいになるんでしょうか。

○水道業務課長

出資金につきましては、現在二つの事業を考えております。一つは西町の配水場の関係、もう一つは管路耐震化の関係でございます。

22年度から、出資金を実施計画にあげて、ただいま要求してるところでございます。

耐震化についても、順次実施計画にのせて要求してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それはいいんですけども、この中長期の財政計画の策定ってことになってますので、それが当面、西町や管路の耐震と、この間示された実施計画の中でも、099それから11とみんな丸がついておるわけですけども、この計画そのものが策定するってことですので、今年度とか来年度中とか10年を見通したやつは、いつぐらいにできて私たちに示してくれるのかなと、こういうことなんですけども。

○水道工務課長

ただいま、佐藤委員のおっしゃった中で計画のほうについて、工事のほうの計画についてはご説明させていただきます。

一応、実施計画は先ほど業務課長も言いましたが、地震それから施設の更新計画、それからそのほか水の安全系っていうのも策定をしなければならないので、ただ限られた予算がありまして、それを突出して負担が外に出てはいけませんので、おむね私どもの計画できるのは2年、早くも2年、もしひょっとすると予算的に3年もかかってしまうかもしれません。ただ、まずは計画の前に事前のデータとか調査をしまして、それを積み上げてなるべく詳細なものを財政の担当のほうに示したいと考えています。

○佐藤委員

そうすると、いろいろ調査、データ、緻密なそういうものをベースがあって、2年から3年かけて示すことができると、こういうことであります。

それで、せっかくここで西町の出資金の話、私は出資金の話をメインにして聞いたわけではないわけですけども、西町が今年度もう既に山屋敷の見社から155号線バイパスの下を抜く工事が始まっておりますけれども、来年、再来年、今示されてる実施計画ではその範囲の中ですけれども、そのへんの財政計画、出資金も今度予算計上していきたいということですけども、そのへんの中身、以前お知らせいただいたかと思っておりますけども、ついで

ですので、お示しください。財政計画。

○水道工務課長

今の佐藤委員の質問されました財政の問題で、西町の配水場がまず総額で幾らかかるかという御説明のほう、工務課からご説明させていただきます。

この4月にまいりましてから、担当と県、国といろいろ話をしましてから、県水の水道企業庁とかいろいろ話をしまして、まず期間を決めました。おおむね最短で何度か、これまでも部長の清水からの説明がありますが、平成25年度までに施設を完了したい。それで、佐藤委員がおっしゃいましたというのは、155号の横断を随時やっておりますが、委託料、それから本体工事、それから関連の管路、ただいまおっしゃいました管路の工事、それから県の、県水って導水をするのが川の向こうから、豊田市から来ますので、その負担金っていう形で総額をただいま実施計画、先ほど言いました実施計画の中で示しておるのは、18億6,500万円見当と今のところ考えております。

以上です。

○佐藤委員

総額はそうですけども、今言った委託、本体、委託の中身、それから本体、それから関連、県水の負担金、これは豊田まで来てるやつをつなぐっていうて、県事業で知立市が負担するってことだろうと思いますけど、その中身の金額も聞きたいですね。

○水道工務課長

済みません、おくれました。今のところルートと、それから愛知県と知立市の分担の割合がまず決まっております、分岐施設から河川横断は全体として全長が330メートルありまして、そのうちの費用負担としては、豊田市側は愛知県が100%、それから知立市内は5割、だから2分の1ずつっていうふうで、総額として1億5,000万円程度と、今のところちょっと手元の資料では。もうちょっと時間をいただければ、もう少し詳しく説明できますが、1億5,000万円ぐらいとっております。

○佐藤委員

それで、18億6,500万円という総額ですけども、担当部局としては水道会計の中だけでは、大変な話なんもんだから、出資金ということをお願いしていくわけけども、おおよそ18億円のうち、どれくらいをお願いしていくつもりなのか、そのへんどうでしょう。

○杉原委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道業務課長

以前から16億円で考えておりますので、その1割ということで1億6,000万円の出資金をお願いしていくつもりでございます。

以上です。

○佐藤委員

16億円で考えてたということですけど、先ほどの数字で見ると18億6,540万円という形になってますけども、当初の考えと今日的に積み上げて入札の結果どうなるか、そこらへんはわかりませんが、この差額はかなり大きなという感じがしますけども、そのへんどうですか。

それで、当初予定していた金額より多いと出資金はその1割ということですけども、実際18億円という数字が出てきたときに、その出資金で大丈夫なのかなという気がするんですけども、どうでしょう。

○水道工務課長

まず訂正をさせていただきます。ちょっとふなれで済みません、説明が。

西町配水場と呼ぶときには、先ほど説明しました関連の管路工事って佐藤委員がおっしゃいました155号の横断とか、そういうものは含まれていないということで、それを抜きますと今のところ、その管路の将来のお金も抜きますと15億9,100万円程度に、今なっております。

失礼しました。

○佐藤委員

そうすると含まれるのは、わかりませんが委託と本体と県水を引くための負担金と。この中身が15億9,000万円余と、こういう理解でいいわけですね。

それで、ここで、あれですけれども、もうちょっと委託、本体、それぞれ15億9,000万円で、県水は先ほど1億5千万円というふうにありましたけれども、このへんの内訳はどうなんですか。

○水道工務課長

今おっしゃいました内訳の総額で今のところ予定をしている金額で言いますと、委託料が4,500万円程度、それから本体工事が13億9,300万円ぐらいです。それから、県水の負担金が1億5,000万円程度と考えております。

○佐藤委員

そうすると、この西町配水場にはそうした資金計画でやっていくということですが、ことはバイパスの下を通すってことですが、平成25年完了ということになりますけれども、具体的にはどんなスケジュールになるわけですか、これは。

○水道工務課長

私どもの今のところスケジュールといたしましては、まず完了が平成26年の3月に県水が通るという想定で、今企業庁とか、それと国と詰めて説明をさせていただいております。ことしはとりあえず、もう既に発注されて造成をしております下ならしですね。それから、来年から建物、ポンプ棟、それから機械設備の一部などを行いまして、平成23年ぐらいに同じく機械設備、電気設備、それから配水地等を設計してまいりまして、24年に最終的な県との接続部分の工事をしたいと考えております。

続きまして、企業庁のほうは一応協議を、この4月から始めさせていただきまして、基本設計、ことしも基本設計を発注されておりますが、河川横断協議が2年程度ぐらいの間に終われば、その間に用地取得を大体平成23年度ぐらいには行える

であろうという御返事をいただいております。そのあと河川の横断を23年に用地取得ができれば、23年ぐらいからおおむね足かけ3年、工期日数にして約2年程度で25年の夏までには具体的な設備の工事が終わって、そのあとは通水試験とかいろいろそっちの方にいきたいというお話で伺っております。

○佐藤委員

そうしたスケジュールでやられていくということは、わかりました。

もう一つだけ、お聞きしますけれども、ここに健全な経営を維持するってということで、中長期と並んで広域化の検討ということがなされてますけれども、この広域化の検討ってというのは、どういうことをイメージをしたらいいのかなということですが、すけれども。

○水道業務課長

広域化なんですけれども、広域化にすればお互いに水を融通しあったり、いろいろ経費の節減につながるかと思えます。以前、モデル地区ということで碧海の5市で一度検討いたしましたけれども、一応検討という段階で終わったということですので、今後も知立市としては、広域化になればありがたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

前モデル地域といって衣浦、東部の5市で検討されたわけですね。検討、よくわからんですけども、例えばそれを刈谷市と、管をつなぐってことだろうけど、そこで水がやりとりした量がちゃんと管理できるシステムを使ってやるってことなんだろうというふうに思うんですけど、なかなかちょっとイメージがね、ここの中は10年間の中で実施、広域化の実施とは書いてなくて検討ってことで載ってるものだから、この期間内には実施をするってことじゃなくて検討ということだというふうに思うんですけども、なかなかイメージとしてそうしたら何ていいですかね、コストが下がるってことを今言われたんですけども、余りイメージとしてピンと来ないんですけど

も、そのへん例えば以前のモデル地域での検討内容でありますね、そんなことがあったら教えてほしいなと思います。

○上下水道部長

先ほど、広域化という問題ですが、これは事業統合というか、経営上もう統合してしまうというのが、我々そういう検討をしなければいけないということで、ビジョンの方にもうたってありますが、先ほど平成17年、18年で日本で2カ所か3カ所だったと思いますけど、そういうモデルケースをつくって碧海5市が、そのモデルケースの一つとなりまして国がそういう、例えば碧海5市がまとまったら、そういう業務的にどうなるんだろうか、そういう事務量の定量化とか、サービスセンターをどこに置くかとか、そういう研究でモデルケースとなりましたが、当時はもう刈谷市、安城市、もう不快感を示されまして、そんな話はトップは聞いてないし、課長レベルでやるのはおかしいじゃないかっていうことで、一応そのときにはコンサルを、県が発注しましたコンサルで統合したら事務量が低減できるのか、あるいはサービス低下ないか、そういう検証はしましたけども、それで終わってると状況でございます。

国が考えておりますのは、同じライフラインであります東邦ガスとか、中部電力それぐらいの大きさのものを水道事業体も将来は考えないかんじやないかという考えを持っておられるようで、私どもも知立市という範囲で今それを商売をさせていただいておりますけども、将来的にはどの市も大きな更新を迎えるわけで基礎的な投資は小さいほどやっぱり苦しいというのがありますので、いずれはこういう検討も声をかけていかなければいけないということで進めるというよりも、検討という段階でありますけども、そういうビジョンに載せさせていただいておるということでございます。

○佐藤委員

それで、国がモデル事業としてその一つに知立市を含めたところが選ばれたと。とんでもないって話で検証はしたけど、ことが進まなかったと。

これが例えばモデル事業で17年、18年っていう形でやられたわけですけども、全国的には国はそう考えてるということを言われたんですけども、そうした流れが加速してきてるんですか。

具体的に、そんな実施をしたような事例はありますか。

○上下水道部長

実施されているところはありません。一応、群馬県だったと思いますが、そういうモデルケースでそういう事務的にどうなのか、手続上どうなのかという検証をしまして、一応国のほうは、水道広域化のあり方という、そういう手引きをつくりました。それで、今終わっているという段階です。

○杉原委員長

ほかに、質疑ありませんか。

○高木委員

一つ、二つ確認をさせていただきます。

まず初めに、この第2条の第3項見直していることで、これの数字がえらい古いと、43年の数字を今度は改められたということで、この間40年も見直しをしなかった理由と、もう一つこれはお願いですが、配水場の完成25年ということを知っているんですが、その一本になったやつありますか。いつごろに何やると、そういった年号別にスケジュールってというのは。あればそれを見ればすぐよくわかるんですけど。あれば出していただきたいかな。これ2点お願いします。

○水道工務課長

ただいま、高木委員のおっしゃいました、まず、これはお手元にも配付をさせていただきましたビジョンの中の9ページに出ておるんですけども、私どもの部長の清水が何度かご説明させていただいております昭和43年の3月に昭和55年には計画人口が7万2千人になるということで、計画を数字をあげてから先ほど高木委員がおっしゃいました今回まで、ずっと7万2千人がおるということで、時期はこの平成20年ぐらいですけども、期間は別として7万人になるのは基本的にふえる。その間なぜしなかったかという、これは数値としては私どもの行政の民間の手続として、最大数

値を考えて常に出しております。ですので、期間はかかりましたけれども、おおむね間違っていないんじゃないか。その間は40年間知立市は7万人を想定して動いてきたと。これは、総合計画等を見ても同じ数字で動いてきたというふうでご理解いただければと思います。

それから、スケジュールですけども、先ほど佐藤委員にもご説明させていただきました、年次計画はまだこの4月から詰めたばかりで大まかなものでの説明でよろしければ、それは作成をさせていただいて、お手元に届けるのは可能です。先ほどの説明のもう少し詳しい工事が何があるとか、その程度ぐらいしか、今手元にもありませんので、それでよろしければ私どもはお示しすることができます。

○高木委員

そういうのでも、もうちょっとたてばしっかりしたものが出るんなら、それでも結構ですので一度、提出願いたいと思います。

以上。

○水道工務課長

はい、ありがとうございます。何分この4月から、まだ国の認可が基本的に届け出になったのが夏で、この議会の承認がいただければ、今後もうちょっと具体的な数字が詰めていけるというふうに思っておりますので、今、しばらくお待ちください。

○杉原委員長

そのほか、質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決を行います。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第57号、知立市水道事業の設置に関する条例の一部を改正をする条例の件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議案第61号、平成21年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○佐藤委員

それでは補正予算、少しお聞かせください。45ページですけども、この街路事業の中で駒場牛田線の整備工事費という形で、4,427万1千円とこれが当初予算計上全額、減額されてるんですけども、これがなぜかということなんですけどね。

○都市計画課長

当初予算におきまして、市議会で認めていただいたんですけど、残念ながら工事費を全額カットということで補正を上程させていただきました。まことに申しわけなく思っております。当初は、駒場牛田線の工事予定箇所は当初の土木工事箇所に載せてあったかと思いますが、衣浦豊田線に近いほう西側ですね、西側区間が90メートル、それから東側才兼池のほうですね。そちらの方の区間が80メートルということで、載っていたかと思っております。基本幅員が18メートル、チャンネルの取りつけ部分は20メートルという道路でございます。舗装構成の下の部分、路体っていうんですけど、その部分に盛り土施工すると。それから池の部分は土どめを行いまして、そこを盛り土するという、こういう工事を予定しておりましたけど、工事施工箇所において、ちょっと用地の方が購入できないということで工事説明だとか一体整備ができないということでありまして、今年度は工事をちょっと見送らせていただくということになりました。

申しわけありません。

○佐藤委員

用地購入ができないということでありましてけれども、当初では土地の購入、用地購入ってことで6千万円余が計上されてると。今回は工事費の減額ではありますけれども、用地購入費がそのまま予算計上されてるってことは年度内に何とか土地を買える見通しがある。来年度、再び工事費の予算計上して事業をはかる。こういう流れだということでしょうか。

ここは用地購入っていうふうになってますけども、北側、西側が90メートル、それから才兼池80メートル、工法とかそういうことはともかくとして、これは地権者の方は何人おられて、こんな状況に、何がこんな差をもたらしてるのか、そのへんはどうですか。買えなかったという、困難さは。

○都市計画課長

用地の方の関係でございますが、まず今後の見通しについて、現状まだ補正の方は用地についての補正はしておりませんが、今まで4月からずっと用地について、道路用地確保のために用地補償の交渉をしております。さらには、事業用地を買った残りの残地ですね、残地の有効利用に合わせまして代替地の整備もするというので、代替地取得の交渉も積極的に進んでおります。まちづくり交付金の方も5カ年の事業ということでありまして、工事のほうも早目に発注して何とか5カ年計画の中でおさめようということで、工事着手を早めまして工事を前倒してやろうということで今回の工事費も含んだわけですけど、用地の方が思うように進まなかったということでございますが、いろいろ話を進めてますので地元のほうの関係、それから地権者の皆さん、地権者の方も一人は病気の方がおられまして、その方とちょっと接触はずっとしていたんですけど、急遽入院されてしまったということで、入院退院を繰り返されてるということがありまして、その方の土地と、その方が持っている残地ですね、残地、そのへんをその方については代替の提供をしてもらったり、その人もまた自分の土地がかかるから代替をもらうという、そういうものが複雑に絡みまして、ほ

かの権利者の方と影響するわけです。なぜかという、道路がかかります、その中に今までの土地がこれらは何ていうんですか、斜めに入っていくものですから残地が平行四辺形になっていくと、それを地元の要望がもうありまして道路に直角に何とかつけかえてもらえないだろうかという話がありまして、可能なところはやってみようということをやっているんですが、そうすることによりまして権利者数が関係権利者数がふえてきたということで手は尽くしたんですが、今回は最終的には何とか9割相当までもっていこうと思っておりますけど、相手のあることとございますので今のところ用地は何とかしていこうという気構えであります。

以上です。

○佐藤委員

そうすると何人地権者がおるのか、言われませんでしたけれども、あとで教えてほしい。

その中のお一人の方が、要するに道路が入ることと自分の持っている土地がいびつな形になると、この残地をどうするかというような問題でなかなか進まないということでありまして、今地権者の方がふえるということをおっしゃいました。当初が例えば、この6千万円余で用地購入と、土地購入と結果どうなるか、わかりませんが、ところが地権者がふえてそうした複雑さがませば、これが6千万円余で済まないという可能性も出てきますか。これはどうでしょう。

○都市計画課長

言い方が悪くて申しわけございません。関係者っていうですかね。もともと道路にかかる面積がふえるものではありません。それぞれ代替提供者が、代替地の方がみえますので、いわゆる三者契約というんですかね。自分の用地は市に売る、それから自分の用地がかかったから、かわりに少しほかのところで用地をいただくと、買うということになりますけど、その代替先の方がまた一人ふえますから結局関係者がふえていくわけですね。そういう絡みがあってなかなか進まないということがあります。

それから、先ほどこちょっと答弁漏れがありましたけど、権利者数これは17名ということで、17名というか17件というか、共有の方もいますので一応17ということで押さえております。このままうまくいけば、もう少し今現在が10名契約しておりますので、もう少しそれに上乗せして何とか90近くまでもっていききたいという用地ベースで取得を90ベースぐらいまで、もっていききたいと思っております。

○佐藤委員

それで、10名くらいがそういう形でできたわけですけど、あと7名の方がそうじゃないということでありますけれども、そうするとこれは当初予算をそのまま計上して、そこで年度末に向けて用地交渉をして買っていくって方向ですけども、9割相当ということを言われて、9割相当までもっていききたいと、ところが10%の方が年を越してもっていくということになるかと思うんですね。今の目標で見ると。そうすると先ほど西側90メートル、それから才兼池80メートル、この一体的な工事ってことをできないってことを言われましたけれども、90%相当がオーケーというふうになった場合に10%残るわけですけども、工事に進んでいくという形になるのか、それとも残りの方たちがきちんと交渉に応じて売ってくれるのか、強堅な、先ほど病気がって言われて、そういう範囲の話ならいいんだけど、そうじゃなくてあったとすると、そのへんの関係どうなっていくのかなということをおもうんですけど、そのへんどうでしょうか。

○都市計画課長

残り10%につきましても事務手続上、交換の方の手続がやれない方も見えますので、これが来年に、ことしできなければ来年に移っていくということでございます。1件、全部いいかということそうでもないところもあるわけですけど、それにつきましても今までずっと話をしていますので、そのへんで折を見て工事の方の話もしながら来年に向かつては進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

そこは積み残しがあったままで、工事施工に入るってことは、その方にとってはどんな思いを抱かれるのか、さらなる困難さをますのか、どうなのか、そのへんはしっかり見きわめる必要があるかなという感じを今の話を聞いて思いました。

それで先ほど、この事業については全額ではないにしても財源としてまちづくり交付金が充当されてると。5カ年計画ってことを言いましたけど、これは5カ年計画ですのでいつからいつまで、まちづくり交付金もいろいろ政府の事業仕分けの中で、これ問題になったところでありましてね。ここについては知立地区とまちづくり交付金は知立地区と八橋地区に分かれてるわけで、八橋地区は平成何年までですかね、そのへんの関係の中でこの事業がやられてると思うんですけど、そのへんの財源確保が本当に大丈夫かなっていうことが、とても心配をされるわけで、そのへんの見通しを含めてちょっと明らかにしてください。

○都市計画課長

まちづくり交付金、今言われたように知立市では2地区あります。こちらの方が、八橋周辺地区でございまして、19年から採択していますので23年ですか、19、20、21、22、23年ということで、工事の方も来年と、来年22と再来年の23、この2カ年で終える必要があるということになります。

それから、まちづくり交付金につきましては、国の方の事業仕分けということで本議会の方にも質問されたわけですけど、それ以上の情報は私の方には、まだ伝わってきておりません。しかし今までやってきた継続ということがありますので、ここですばつとこう終わっちゃうということは考えにくくて、新規のまちづくりをやるうとするときには、そのへんのハードルが高いのかなということをおもっております。

○佐藤委員

それで、これは当初予算で今回減額あったわけですけども、総額で用地購入と合わせて1億円余というような形ですよ。工事費とそれから用地購入とあわすと当初予算で1億円余が計上されてたかなというふうにおもうんですけども、そこで

聞きたいのはまちづくり交付金が計画の範囲ね、事業を採択、国に認めてもらってる期間が23年までであるということだから、その分については確保できるのではないかというような見通しですけども、これはまちづくり交付、この事業全体はどれくらいのお金かけてやって、そのうちまちづくり交付金の割合、表をもらっておったもんだからって、それを事前に見てればわかる話なんだけど、あいにく表を見てこなかったものですから、そのへんちょっと一般財源とまちづくり交付金の関係を明らかにしてほしいと。もしも、なくならないにしても減額というようなことがあれば、一般財源をさらに投入ということも、なくならないまでにしても、今の流れだと減額だっていけないわけではないような気もするわけで、そのへんどうなるのかなということですけど、どうでしょう。

○都市計画課長

まちづくり交付金の内容につきましては、当初予算のほうで表に載ってるかと思いますが、その後において補正もさせていただいております。9月において駒場牛田線につきましては、当初から5,100万円ということで充当をされております。そのときの事業費が3億6,700万円余ということになっております。今回ですね、私のほう工事の方は減額ということでさせていただきますけど、現在の5,100万円ですね、事業費的には今回の工事費4,400万円を除いても5,100万円よりも上にありますので、今回はまだ補正対象になってないと。これは財政当局が最終的に全貌を見た中で、まちづくり交付金というのは大体4割相当というのが建前ですので、最終的にはまた財政の方が全体を見た中で、割り振る充当を配分をかえるっていうことも考えられます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると総額が3億6千万円余と、そのうち5,100万円余40%ということ言われましたけども、それがまちづくり交付金で充当されると。かなり5,100万円というのは大きい金額かなというふうに思いますけれども、いずれにしてもこれが平成

23年までに完了と。政府が削ってこなくて当初どおり交付していただければ、このまま行くわけだけど、そういう部分が若干減少すれば一般財源がという中身にならざるおえないのかなというふうに思いますけど、その点だけ一遍確認させていただきます。

○都市計画課長

事業費が国の方の関係で、まちづくり交付金の方が配分が少ないということであれば、当然その補助金としては入ってこないわけですけど、反面まちづくりに入れてある事業ですね、これはある程度まちづくり交付金を期待してやってるところばかりではなくて、もともと市の方でやろうという事業も入ってますので、そのへんは仮にないにしても事業を進めていくというものだと思います。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう一つ聞かせてください。この下に都市開発事業の中で、都市計画施設整備基金積立金と歳入いろいろ、歳入の方見ればわかるわけですけど、これについてちょっとご説明を願いたい。

○都市開発課長

都市計画施設整備基金積立金につきましては、積み立てる財源といたしまして土地の貸付収入、それから売り払い収入、それから基金現金を運用しておりますので利子収入、これが積み立てる財源となっております。

今回の補正につきましては、予算書の23ページにごじます上の方に土地貸付収入149万4千円と、その下にあります土地売払収入の579万8千円、これをこの収入がありましたので、この分を基金に積み立てるものであります。ただ、なお貸付収入につきましては、土木業者に貸してる資材置き場等で貸してる収入と連立の仮側道用地、それを今年度から県の方から借地をしていただきますので、その金額を含んでおります。土地の売払収入につきましては、逢生地区で隣接する方が売

ってほしいという申し出がございまして、財産評価審査会に諮った上で、単価を決め売却したものでございます。

以上です。

○杉原委員長

ここで10分間、休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほど、佐藤委員より質問のいただきましたけど、ちょっと事業費の訂正をさせていただきます。

先ほど3億6,700万円ということで答弁させていただきましたけど、駒場牛田線と対応する事業費ですね、これは1億1,522万円ということで、それに対応するまちづくり交付金が5,100万円ということですので、訂正をさせていただきます。

○佐藤委員

この基金についてお聞きしたいんですけども、基金が決算持ってきてないわけですけど、これを現金とそれから土地という形で持ってるわけですけども、以前、高橋議員が土地を本当に額面どおり現金にかえられるのかっていうことがあって、なかなかそれはかえれない部分があるよという答弁もあったわけですけども、この現金と土地をもってやるっていうやり方はどういう意味合いが、区画整理ならその部分の代替地にするだとか、そういうことがその地内にあればそういうこともあるんだろうと思うけども、現金とこの土地を分けて持つことの意味合いをちょっと初歩的な質問で大変恐縮ですけど教えてください。

○都市開発課長

本来の基金のあり方から申しますと、どうも土地を持つのはルール上ないということだそうなんですけど我々連立事業を進めるに当たりまして、やはりお金だけでは事業が進めない、やはり権利者のための代替地を持っていないと進められないということ。もう一つが、事業用地を確保しなき

やいけないということから、その事業用地が入った土地を購入したということもありまして、現在土地と現金と両方持ちながら進めている状況でございます。

○佐藤委員

そうするとちょっと決算の状況はどういうふうかわかりませんが、代替地に相当する土地とそれから連立の仮線なり含めて事業に供する土地と、こういうことになってるわけですよね。そうして見ますと、これは代替地、連立でも仮線にかかる人は移動したりとか、そういうこともあるわけで、このへんは連立とそれから区画整理という、内訳といたしますかね、代替地これが事業用地、それが現在も持ってる土地すべてなのかどうか、そのへんどうでしょうか。

○都市開発課長

現在、持っておる土地につきましては、連立用地として5,386平方メートル、区画整理区域内で区画整理の換地調整用地として持っておりますのが1,063平方メートル、合計6,449平方メートルとなっております。

○佐藤委員

そうすると連立で持ってる土地それから区画整理で持ってる土地5,300、それから1千ちょっとの平方メートルと。これは先ほど言った代替地と連立の場合はこれ5,360平方メートルが事業用地ということになるんですか。これはすべて。

○都市開発課長

すべて事業用地というわけではありません。この中で事業用地として使いますのは、仮線用地の820平方メートル、仮側道用地の440平方メートルということで、あとは事業用地以外の土地でございます。

○佐藤委員

そうすると1,200ってことから4,100平方メートル余が事業用地ではないということですけども、この4,100平方メートル余は事業用地じゃないということになりますけれど、今後連立の中で起債を起こし一般財源投入は基本的になしと、この流れの中でそうすると都市整備基金を連立で20億円、

区画で10億円と当初の計画はあるわけですけど。

この連立で基金で充当する部分について、代替地について代替地もそれはお金にかえれば予算の中に計上されていくわけですから当然ですけども、それ以外の残りの4,100平方メートルは、今後どうする見通しのなのか。

○都市開発課長

残り4,100平方メートルのうち、約1,600平方メートルこれは代替地として十分売れる土地です。ですから、これは早急に処分をしていきたいと考えております。ただ残りの土地につきましては、仮線、仮側道用地にくっついた土地でありまして、仮線、仮側道がとれないと売買できない。いわゆる道路がついてない土地でありますので、これは連立事業完了まで持たざるおえない土地であります。

○佐藤委員

ちょっとよくわからなかったんですけども、4,100平方メートルの中で鉄道にかかわって移転される方の代替用地として、1,600平方メートルを当てるといことですね。それで残りはこれも以前質問ありましたけども、事業完了後、仮線、仮側道の中で、ここの部分について例えばそうだとするならば、2,500平方メートル余が残るわけだね。金額にしてどれくらいになるのかわかりませんが、これがきちっと処分をされないと連立の財源として充当されないということになるわけですけども、これについて以前の答弁の中では、なかなか厳しいような見通しも土地の形状その他を含めて、仮線ならいいんだけど仮側道を通して、そこにかかって先ほどの牛田駒場線じゃないけども、いびつな形で残地みたいな形で残っちゃうと、とてもじゃないけど、これ売れないという問題が出てくると思うんですけども、そうしたものの精査はされております。

○都市開発課長

仮線、仮側道がとれた後は、線路の南側にりっぱな道路、区画道路がつかますので将来は優秀な土地に生まれ変わるということになります。

○佐藤委員

それで、この事業用地820平方メートル、それから440平方メートルっていうのが出ましたね。これ金額にするとそれぞれの内訳は1,600を含めて、1,600と残りの2,500を含めて金額にするとどういう内訳になるんでしょうか、これは。

○都市開発課長

個々に積み上げたものはございません。全体の金額はございますので、それでよろしいでしょうか。5,386平方メートルに対しましては、取得価格として6億4,600万円でございます。

○佐藤委員

それで区画整理の方が、1,063平方メートルと。これは代替地という形で区画整理が進んでいけば、その部分を地価に合わせるかどうかは知りませんが、かわられた方に代替地を提供していく全体の事業執行予算の中に、これ入るわけですけども、だと思っんですね。そのへんもうちょっとご説明ください。

○都市開発課長

代替地という意味合いではございませんで、換地を切っていく上で、どうしてもうまく当てはまらない余ってくるような土地がございます。その部分について、この土地を当てていくということで将来はその隣接の方あるいは希望する方に、売却することになります。ちなみにその金額としましては、1億9,700万円ほどでございます。

○佐藤委員

そうすると、一つは連立の財政計画が皆さんのところから示されて、なおかつ以前はこういう形の事業進捗に合わせた財政計画も示されたわけですけども、6億4千万円というところでそれが特に1,600平方メートルは代替地だと、残りの2,500平方メートルと、これ金額、案分するとどのくらいになるかわかりませんが、その部分については事業の中で基金として計画としてはあるけども、実際問題として事業完了後じゃなければならないということで、充当できないということになりますよね、これ。この計画の中ではね。それともう一つは区画整理についても余った土地、いわゆる代替地で出したけれども、それ以外の余った土地

があって、それが約2億円。これも隣接する方に買ってもらいたいんだということを言ってるわけですが、そう単純にすつと買える、売却できるっていう中身にはならないんじゃないかなという懸念があるわけですね。例えば、第三区画整理の中でもいわゆる残地みたいなところを買ってほしいっていったけども、なかなかそれが進まなかったと経緯を長い長期間の区画整理の中のスパンの中でも、なかなかできなかった。それが今回連立について、区画整理については平成38年ですか、そこまで延伸したわけですので、そうするとこの部分における財源が計画としては計上されるけども、実際としては充当できないっていう問題が出てくるんでうよね。そのへんの金額が例えば2億円余と、それから基金の中で2億円余、それからもう一つは2,500平方メートルこれは幾らになるのか、2億円くらいになるんですかね、これは。3億円くらいかな、半分だと。3億円くらいだから5億円余がこの中で、計画の中に入っているけれども、充当できない穴のあく計画になるということじゃないですか。そうだと思うんですけど、そこをお認めください。

○都市開発課長

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。区画整理事業につきましても、やはりいっぱしの土地は売却は可能です。ですけど、細い土地なんかはやっぱり整備が完了して住宅ができて、隣接の方の余裕があれば売却が可能なのでありまして、委員おっしゃるとおりなかなか苦労することになります。それで、売れない土地につきましては3月議会でも、高橋議員、それから中島議員より指摘をいただきまして、基金の土地に対する一般財源の充当についてルール化すべきじゃないかという御指摘を受けましたので、その後総務課とも協議をしてまいりました。その結果、今までと同様ですけども財政的に年度末余裕があるときには、基金を取り崩す金額に見合った土地を総務課の所管する普通財産に置きかえることで、置きかえた土地の金額を事業に充当していくということで、売れない土地を総務課に渡し、その見合っ

たお金を連立事業に当てるということで何とか売れない土地に対する対応をしていきたいという方針を持っております。

○佐藤委員

確かにそういう操作をして、基金を充当させないとかんから操作をするわけで、売れない土地を一般会計に戻して、総務課の方に戻して売れる土地をその地内じゃないけど中に入れるという操作をするわけだけでも、例えばこれが売れなければ一般会計の方の中で不良債権みたいな形にならざるをえないなという問題が、この財政が苦しいときに出てくるのかなというふうに、それは本当にいいやり方かどうか、よく検討せないかななど。いずれにしてもその部分については、5億円余が充当できない財源としてあると。それを総務課の方に交換して5億円にふさわしい土地を交換するってことになる、例えばそれはいいかどうかは別として、どんな土地があるんですか。5億円に相当する土地なんていうのは、私が想像する今この議会の中でも土地を売却して財源充てたらどうだという議論が盛んに行われ、また市長もそのようなことも申されたということを見たときに今出てくる土地は、どこがそういう一団のまとまった土地ってあるんですか。基本的に基金っていうのは、連立と区画整理に充当するための土地であって、あっちこっちに散らばってる土地を云々っていう話とは本質的に違うわけですよ。この区画整理区内と、この中と連立のこの部分に関する土地の売買の中で、歳入し利子を入れて積み立てるっていう、こういう関係の中で、これはそう単純にいい話かどうか、とりあえず総務課の持っている土地を結局のところは売却するって話だけしか残らないような気がするんですけども、そのへんどうですか。

○都市開発課長

先ほどの総務課との土地を差し上げてお金をいただくということで、その土地につきましては、やはり仮線用地、仮側道用地が取れない限り売却はできない土地でありますので、いわゆる不良債権を持っていただく。連立が完了するまでは、売

れない土地を持っていただくということになります。

○佐藤委員

財源確保が大変難しいので、これが了とするのか非とするのか、そのへんの判断は分かるところです。これは手法としてはそういうことがあるってことですけども、この間ね、副市長この間そういう土地売って一般財源に充当すべきだという議論がありましたけども、5億円余の土地ってこと見ると、給食センターの跡地が幾らするかわかりません、一団の土地は。さらに、もう一団あの土地はどこかと言えば、アピタに貸してる駐車場の土地、それくらいしか思いつかないわけですけども、そうしたやり方が財源のために売れて議論がある中で、一方でここに売って売らった土地は区画整理なおかつ連立が終わる平成35年以降じゃないと現金化できないと、なおかつそれが必ずしも売れるって保障がないと、こうした今手法についてありましたけれども、慎重な対応が私は求められるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんどうですか。

○清水副市長

ただいまの課長が説明いたしました、そういった一つの現時点での事業費に一般財源を充てるということについての基金の繰戻しをする、そこを一般財源で年度末に調整をさせていただいたという今までの手法について、高橋、中島両議員からそういったことについての御指摘があって、そのへんを明確にする必要があるんじゃないかということで、今総務とそういった形で整理をさせていただきたいと、こういうことで今説明をさせていただきました。

そういうことでありますので、現時点そういったものを連立事業に一般財源を基金以外のものを投入するのか、またそれが平成35年の事業期間の中でどこでどういうふう一般財源を投入するのかというのは、その先ほどの土地をどこで一般財源の方の余裕のある中で、どこでそれを現在の基金の土地で持っている基金を、それを現金化して事業費に充当するかということは今後一般会計

ベースでの財政状況にもよって、それが毎年度順調に行えるかどうかというの、これはまた別だと思しますので、そのへんを見ながらそういった手法をお願いをしていくということでございます。

○佐藤委員

当初のこの計画は、特に連立については一般財源を示された金額しか入れない。起債を起こしてやる、その起債も今大問題になっておるわけですけども、そういう流れから見るとそうした手法が一つの手法ではあるけれども、本当にどうなのかなというところがあるかなというふうに思うんです。

私、以前この計画いただきました。特別委員会の中では、さらに財政計画を今日にふさわしい財政計画を示してもらおうことと、それから高架、駅周辺の財政と、それから工事の進捗のタイムスパン、スケジュールを今日の中身にふさわしいように出してほしいということをご提案させていただきましたけど、これについてはすぐ出ないということですけど、いつぐらいになったらそういうものが、こういうものが出るのか、ちょっと見通しだけお知らせください。

○都市整備部長

先回の特別委員会の中で、佐藤委員からそういった資料提供の話をしていただきまして、内部の検討をさせていただきまして、現在実施計画も最終まとりきっていないと、いわゆる国の方の対応等がまだ不透明な部分があって、まとめきれてないということもございまして、そういった部分のことを踏まえまして先回8月の20日の時点でお出しした特別委員会の再算定事業費にともなう財政計画、こちらもより今回実施計画に合わせた形で再度まとめるべきではないかという内部意見もございまして、そういった点を踏まえて資料、お出しをするってことになりますと今の実施計画のまとまった時点ということで、年が明けてしまうというような状況ではないかというふうに聞いておるわけですけども、そのへんちょっと財政部局で明確に何月というところまで、まだ話ができておりませんので現時点ではちょっとお出しができな

いということ。

もう一点、区画整理の整備計画。これも一昨年特別委員会にお出し差し上げた資料かと思いますが、それも当然連立事業の事業期間が変わっておりますので、それに対する区画整理の整備計画の立て直さなきゃいけないということで、それはお出しするというので、ご返事もさせていただいておりますが、現在区画整理の資金計画を見直しをしております。それが、恐らく3月ぐらいまではかかるということで、今の予定では今年度中にお出しできるように準備をしたいということでございます。

以上です。

○佐藤委員

この土地について現金なら、基金の現金ならいいわけですけど土地についてはいろいろと制約があるということでもあります。しかし、ちょっと以前の新たなこの計画ではないですけども、新たな計画を見ると連立については前の計画では、基金が導入されるのが例えば工期の計画ということで現在でいけば30年以降の計画に相当するんじゃないだろうかと思うんですよね。これが6億1,200万円ほど基金を投入する計画になってるんです。それから、区画整理においては堀切地区ってことで今度の新しい計画に照らし合わせると、どうなるかという平成35年以降ということになるかと思うけれども、こここのところに約5億円の基金投入があるんですよ。先ほど言った事情がこういうふうにしてありますけれども、私は今日の財政が特に厳しくて借金をせないかんというときに、これを前に持ってきて後で今現在の借金を減らして、この基金の部分はずっと10年先以上に充当する予定でおるものを前に持ってきて借金部分を減らしてね、借金は後に回す。そういう手法だってね、それが全体のトータルとしてどうなのかということは検証せないかんけれども、少なくともそういうことを含めて当面の財政計画だって考え得る話だなというふうに思うんですよ。

ただ、これがさっき言ったような土地で持っている場合は、この制約があるからそう単純じゃない

と。だけどそういうことをすることで総額の借金は変わらず、それを基金を前倒して持ってきて借金は計画はもうかなり完成が見えてる先に、これを持っていくという形で公債費の負担を、何ていうか、しっかり計算したわけじゃない。考え方として一つの考え方として、公債費の負担比率を上げることをもっと緩やかにするようなやり方、そして後年度に回るってことは3年据え置きは何%か知らないけれども、財政状況が安定してきたときに公債費を返すというようなやり方を含めて、ちょっとこの財政計画も柔軟に私は考えることが必要じゃないかなというふうに思うんですよ。もちろんさっき言ったような土地はこういう形ですので、いろいろあると正直な話が。だけど、そうした工夫をして特に厳しい来年、再来年、その次くらいを見通すような柔軟な発想で対処することが必要じゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。そういう考えは。もちろん現実として制約があるから、制約クリアにせないかんという問題があるけども、考え方としてそうした取り組みを含めてやるべきじゃないかなというふうに思うんですけども。

○都市整備部長

今、起債の借り入れの仕方について現在は連立事業については、ほとんど平均的な形の事業費ベースがおおむね30億円から40億円という事業ピークになりますと一律的なそういった事業費になりますので、それに応じた8割とか85%の起債をさせていただくというような計画になっております。それを基金を前倒して、起債を後年度にしわ寄せをしてという、そういった御提案かと思いますが、私は財政の専門家ではないものですから、そのへんのそういった方が、より公債比率に影響する範囲が少ないのか、わからないわけですけど、ただ素人考えではありますけども、同じ数字を借りるのであれば平均的に借りた方が負担というのは全体にならされて、軽減されるのではないかなという感覚がございます。それは、ちょっと財政の専門に対応確認をしていきたいと思ってます。

それともう一点、お尋ねのありました件の中で区画整理については、基金の充当につきましては今総額約29億円の中で連立事業に対して18億円、それから区画整理に11億円を使うという、そういった財源計画これは先回の8月の20日の時点の特別委員会の中の資料としてお出した表の中に、先ほど言われた土地のいわゆる現金化の見込みについても、これの表を入れております。その中でうたっておりますが、区画整理についてはこれは事業費がおおむね平均的になりましても、実際に事業年度ごとに物件に対応する件数とか、そういったものが変わってくる可能性もございます。そういった中で区画整理については一般財源をなるべく平準化して充当していただくということで、それを突出するものについては基金で対応していこうということで区画整理については、その年度ごとに一般財源の充当状況を見ながら不足分は基金で補っていこうという考え方で運用をしていこうというふうに思っております。

○佐藤委員

私がすべてシミュレーションじゃなくて、素人考えのアイデアかもしれません。しかし、例えば今は財政が厳しいってということで、ここは企画文教じゃないので何ですけれども、例えば特に連立は基本的に一般財源の投入は抑えて、基金と借金でいくわけですよ。ところが区画整理っていうのは、一般財源の占める割合が非常に高いわけですよ。はっきり言って。単年度に必要な予算っていうのは、本当に多いんだわ。一般財源に充当する。例えば、この区画整理の中で基金で平準化した方がいいということですけども、基金を入れることで一般財源減らすこういう手法だってあると思うんですよ。それがいいかどうかっていうことは別にして、全体との財政運営との関係の中で、この事業を位置づけ推進していくということを考えたときに、もっといろんなやり方、財政計画のやり方ってのがないかなと、そのへんは一遍検討していただきたいと思うんですよ。私は全体として事業完結のときに帳じりが合えばいいわけで、ただそのことで極端にマイナス面が出るっ

てことであれば別だけれども、そうじゃないとするならば若干で、それが済むってことであればそういう基金を前倒して一般財源を入れるのを抑えろとか。いろんな工夫の仕方での連立分をどう進めていくかということじゃなくて、市政全体の中のバランスの中で考える必要があるじゃないかなということなんです。その点について、そんな素人考えの提案をさせてもらってるわけだけれども、そうしたやり方だってありじゃないですか。どうでしょうか、副市長。

○清水副市長

一つのヒントをいただいたかなという思いはあります。先日の本会議の議論でも高橋議員の方から財政規律の問題で、起債これも各年度の上限を定めてるような、そういったことも必要じゃないかという、その中で他のいろんな基金、普通財産の活用そういったことも考慮の必要があるんじゃないかというお話もいただいたわけですが、そういったこととの流れの、同じ流れの中で考えますと大変単年度の中で、大変厳しいという一般財源がそういうところの中では、そういうことの調整も考えられるのかなとは思いますが。ただ、区画整理事業というのは非常に長いスパンの事業でございますので、そういった中ではその基金を先ほど部長が説明しましたように、全体の中で各年度の一般財源の平準化と、そういうところも考慮し他の事業に影響をできるだけ与えないような、長期財政計画を作成していくという今の考え方でございますので、その基金をうまく各年度の一般財源が不足する部分にうまくはめて、できるだけ平準化を図るという考え方で現在のところは進んでいるわけでございます。ただ、冒頭申し上げましたように本当に緊急避難的な部分も考えますと、今の御提案も一つのヒントをいただいたかなという思いはあります。

○佐藤委員

専門家の皆さんに、素人考えみたいなような提案で検討に値するかどうか、大変疑問もあるわけですけども、そういうことも含めてやっぱり検討するってことは必要だということを私は言いたい

わけです。さらに、私は前も特別委員会でも提案させてもらってますけれども、堀切地区を含めて平成35年以降じゃないと区画整理をしないようなところが本当にどうなのかなということだけは、ここでどうのこうのということとはともかくとして、申し上げておきたいと。南北線30メートル道路も私は軌道敷を使っていびつかもしれないけれども、そうしたやり方もこのご時勢の中でないといえないと、あるじゃないかというようなことも含めて提案したいというふうに思ってます。それは国の方もダム事業の見直しで途中までできたいびつな格好だけでも、やめるっていう原状復帰っていうのはお金がかかるでやるかどうかわかりませんが、そういうこともある中でちょっとこの事業についても多面的な視野と中身をもって検討してもらいたいなというふうに申し上げておきます。

次に、もうほとんどないわけですが、47ページですね。47ページのこれは管内視察でも見させてもらいまして、資料もいただきましたけれども、住宅建設事業という点でご説明をいただきたいと。そして以前この住宅は高齢者対応というようなことも言われてるわけで、そうした部分で設計住宅性能評価申請手数料というような形で、大枠のところは煮詰まってきたんじゃないかなというようなところをその後管内視察からたってますので、内容スケジュール、それから完成して完成は24年と聞いてますけども、新たな住宅はできるっていうことを含めて、募集はいつから、いつくらい前からやるかなと、そんなことをちょっとお知らせください。

○建築課長

今回、補正について説明ではなくて、新規住宅建設の事業の概要的なもの、現在の進捗状況等についてご説明をということでございます。

まず、今のスケジュールの中で市営住宅の建設工場の設計委託業務を発注いたしまして、現地調査並びに測量、それから基本設計が終えまして、そして地区の山屋敷、山町の事前説明を6月に終えまして、新たに事業説明ということで関連住民の方たちに11月に説明会を行いました。それから、

今後は実施設計、今実際に設計を行ってる委託の中で行っております。これが10月から12月にかけてと。それから開発許可申請につきましては、12月から3月。先ほど委員からもございました住宅性能評価申請を1月から3月にかけて作成し、申請をしたいと。それから建築確認申請を3月の下旬から22年の6月までに申請を上げて許可をいただきたいというようなスケジュールの計画でございます。工事に当たっては、22年度におきましては造成工事と、4月から11月まで。それから、建築工事にあつては10月から24年の3月までに終えたいと。それから、23年度、先ほど建築工事にあつては24年の3月ということで、最後に外構工事を23年の10月から3月に終えて24年の4月に入居という手順で計画を進めております。

それから、あとは計画は以上です。募集は当然24年の4月ですので、それまでに当然募集期間というのがございまして、ただその前に入居に入居に関してのいろんな条件とか、そういうものも今後詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○佐藤委員

そうすると完成がそういう形でやられるわけで、一つお聞きしたいんですけども、屠畜場跡地ですね、山屋敷の高場広場があつて山屋敷側には向かつてかなり傾斜がこういうふうになるわけですが、そうすると大体敷地の中の中心のところからこうやってフラットにして一方を削りながら一方を埋めるっていう、そういう造成の仕方ですか。

○建築課長

今、委員のご説明があつた大体ちょうど中間地点のところ造成、費用的な面も見て形状を考慮した上でやっていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると入居が24年の4月ですので、入居期間、入居条件というのは先ほどありましたけど、入居期間っていうのは入居の申請だね、これは23年の1年くらい前から始めるのか、どのくらいから始められるのか、そのへんはどうなのかという

ことですが、

○建築課長

まだ入居募集にあつてはいつから実施するかというのはいまだ決まっておりません。詰めておりません。いろんな形で情報を収集して周知していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

先ほど入居条件ということをおっしゃって、特に住宅のストック計画の中で、これが位置づけられてやられて、高齢者のひとり暮らしの方たちはもう多いというような背景の中で、この住宅は高齢者向けの住宅という形で位置づけられるのか、30戸ありますので、すべて30戸がそういう中身になっているのか、高齢者ということになれば例えば30戸全部だということであれば、何階建てだからちょっと忘れましたが、エレベーターの設置とかそういうこともあるだろうというふうに思いますが、そのへん答えてもらって、全体がそういう高齢者向け対応になっていくのか、そのときに現在ある八橋、それから本田、中山っていうものがありますけれども、その例え中山については1階と2階ということですので、2階へ上がるっていうのは大変という側面もあるかもしれないけれど、基本的には本田もそうと、そうする八橋の2階以降に住んでる高齢者の方が、この住宅に優先的に移ってくるというようなことも考えられるのか、そのへん高齢者向けとはいってもそのそれ以外は入れないのかどうか、そのへんはどうでしょう。

○建築課長

まず、高齢者向けの30戸ですが、原則論、今の現段階の考え方といたしましては、高齢者向けということで30戸というふうに考えておりますが、これについても今後詰めていきたいと。それからもう一点、今3団地ございます、その団地の高齢者をどういうふうに優先的に入居するか云々という話もございます。これにつきましてもいわゆる住み替えを行っていくかどうかも含めて考えていきたいです。まずもって30戸の高齢者、構造的には高齢者向けの30戸ということで建設計画は立て

ております。

○杉原委員長

そのほか、質疑ございますか。

○村上委員

今の佐藤委員の質問ということで若干関連しますが、1、2点お聞きしたいなというふうに思います。その今佐藤委員の質問の方の中で、基金の積立金の財源はという質問がございましたが、今の御答弁等でかなり理解させていただきました。そこで基金について、先ほど土地の貸付収入ということでご答弁がございましたが、仮線用地の借地料の算定根拠という部分についてお聞きしたいなというふうに思いますが。

○都市開発課長

借地は事業主体であります愛知県の方がしていくものであります。その単価につきましても、愛知県が工事地、不動産鑑定士を通しまして工事地ですとか、売買実例から提出してきた単価について愛知県が了解したものを正式な単価として決定しております。借地価格につきましては、その単価の6%、これが年間の借地料となります。ですから売買価格の6%が年間の借地料ということです。

以上でございます。

○村上委員

今、借地料ということで出まして、こういったものを基金に積みながら今後の事業計画につなげていくのかなというふうには思いますが、そんな中で事業という部分については、今非常に財政が厳しいということで、その財源として今回この基金を積んだわけなんです、一部今回先ほども売却されたと言っておられますが、売却して現金化されたところについては、どのようなところのかなということでも少しあれば教えていただければ。

○都市開発課長

売却したところは、秋田工業の南側の基金の保有地です。一宅地が連立に関連して移転しなかった物件があります。一宅地。その方の周りを取り囲む形で基金の保有地がございまして、考えますとその土地はその方では、買い取ることができ

ない土地であったと思います。幸いにもその方が購入したいという申し出をされましたので、その方に売却したものでございます。

○村上委員

ありがとうございます。

こういったものを積んでいったねということで、今後の見通しについても先ほど佐藤委員質問の中で、明確にされたということでもいいんですが、関連して少し触れさせていただきたいなど、先ほど佐藤委員の方については区画整理の方はずっと触れてお見えになりました。ちょっと私につきましては、駅舎の方の関係で少し触れさせていただきたいというふうに思いますが、今回再算定の結果、費用が非常に増加したねという話もございしますが、鉄道高架の事業の期間中に知立駅でのバリアフリーのための跨線橋やエレベーターという部分について、新たに必要となってくるために連立事業費がかなりふえてきたのかなど。その中で知立駅のバリアフリー化について、お聞きしたいわけなんですけど、まずバリアフリー化については今名鉄の本線ということで、それぞれ大きな駅がございしますが、岡崎とかそして安城ということで来年ですかね、なんかエレベーターが着くような話を聞いておりますが、こうした鉄道駅のバリアフリー化という部分について、どんな動きがあるのか、今お示しできる場所があれば教えていただきたいというふうに思います。

○都市開発課長

鉄道駅につきましては、平成12年度に交通バリアフリー法というものが制定されて、国の方が推進をしているところであります。1日当たり5千人以上の乗降客を持つ駅につきましては、バリアフリーをしていかななくてはいけない。国と鉄道事業者と市町村、3者が責任を持ってやっていくということが決められております。その期限といたしましては、平成22年の12月ということで定められております。名鉄の方としましてもこの22年12月を目標としまして、大きな駅ではバリアフリー化をしていくということで取り組んでいる最中だと聞いております。

○杉原委員長

ここで、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前12時58分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員

先ほどご答弁いただきまして、ありがとうございます。

バリアフリー法ということでご答弁があったわけなんですけど、日々5千人以上ということで、このバリアフリー法につきましては、先ほどご答弁の中で平成12年ということございまして、新しい新バリアフリー法という話の中では平成18年にされておまして、ここの中に公共交通機関の旅客及び列車とかいろいろなこういうカテゴリーが出ておるといって、そういうことかなというふうに思います。

知立の駅、前々からの連続立体交差事業とかそういう中で、1日3万人の乗降客そして乗りかえということで3万人、計6万人がこの知立の駅を利用されているということなんですけど、現在エレベーターもエスカレーターも当然岡崎も安城もないんですけど、知立市この6万人を越えようとする乗降客っていうのかね、利用者がいるにもかかわらず何もないということで、この件についてはさまざまな議員が知立の駅にエレベーターがないのはおかしいじゃないのというお話があったんですけど、こうした状況の中で知立駅のバリアフリー化という部分について、どのようになるのか。また、いつバリアフリー化ができるのかというそのへんのところの見通しですね。そのところをお聞かせ願えればありがたいということ。

○都市開発課長

バリアフリー法によりまして、連立の期間中っていいですか、工事中の仮駅であってもバリアフリー化が必要だということになっております。いわゆる大規模改良によるものとして必要になってくるということです。ということから法で定めら

れておりますように、平成22年の12月までには知立駅もバリアフリー化、エレベーターの設置が必要になってくるということです。ということで連立事業の中で設置していくわけです。再算定のときにもご説明をいたしました。実は名鉄の方はこのバリアフリー化はもう兼ねてから考えておまして、平成15年当時から知立市の方にそのバリアフリー法というものではなくて、交通施設バリアフリー化設備整備事業というもので、国と市と鉄道事業者が3分の1ずつ持ち出す事業があります。それで連立がおこなわれている関係から、その事業でもってバリアフリー化をしたいということで、投げかけられておりました。ところが国との協議の中で、連立事業の計画があるので今やってしまうと手戻りが生じかねないということから、連立の詳細設計をつめた中で計画にしなさいという指摘もありました。それと、知立市にとってはバリアフリー事業でやりますと全体の3分の1の負担金が必要です。ですけれども連立事業で行いますと4分の1で済むということで、知立市にとってもその差の利益があるということから、連立やった方がいいんじゃないかという方針にたっております。名鉄の方がその指摘を受けまして、連立の立ち上げを待つということで今現在まだバリアフリー化ができていないという状況でございます。

○村上委員

今、ご答弁いただきました。この件につきましては私もその連続立体交差事業の委員ということで11年やらせていただいております。その中で、知立の駅舎の関係でバリアフリー化どうなんだやという話、確か、かなり前にそんなようなお話があったかというふうに思われます。今ご答弁いただいて、ちょっと記憶が戻ってきたのかなという感じはしております。実際に単独でエレベーターやると、3分の1のお金が知立市として拠出せないかと、そうはいうものの連立でやれば4分の1で済んだよという話、なんかちょっと今よみがえったような気がします。

そこで、ではこのバリアフリー法という観点から、来年の12月まで平成22年12月には、知立駅も

バリアフリー化の完成してエレベーターという部分が何か今つくように、今お聞きしたんですが、そのようなところもう少し詳しくお願いしたいしたい。

○都市開発課長

名鉄の方もやはり定められた期限内に設置したいということで、そういう意思是強く持っているようです。特に知立駅、名鉄本線の中でも主要駅ということで設置されてない駅がまだ岡崎、新安城、知立ということで残っておるわけですがけれども、何とか2駅はもう期限内に完了できるということが決まっておりますので、知立駅も何とかそれに間に合わせたいという意向はかなり持っているようです。名鉄の方もその工事をするために試算をした結果、設置するのに約1年必要だということなんです。今我々皆さんにもお話しておりますように、工事協定締結以降でないとならずに着手しないということでもありますので、そうしますと4月以降ということになって12カ月必要だということになりますと、その期限であります22年の12月には設置できないというような状況になってきております。こういったことから、名鉄の方から我々の方に申し出が実はあるわけで、名鉄の負担金、連立の負担金95億円というものがありますけれども、それを名鉄がどけて使うことによって工事協定前にバリアフリー化工事を着手したいんだがというような申し出が今、実は来ております。ですけれどもやはりこれは我々の方で市だけで簡単に判断することできませんので、現在愛知県と協議中、検討中というところでございます。

○村上委員

今の中で、そのバリアフリー法という部分がかなり明確におぼしめされたんですが、安城、岡崎はこれで進んでいくということですか。とまあ、安城、岡崎で乗った人は知立に来て降りれないということなんじゃないですか。そんなような状況があるのかなというふうには思いますが、恐らくそのバリアフリー法の関係で名鉄の方もけつがつまってるということなのかなというイメージがわいたんですが、もともと連続立体交差事業の中

で名鉄の仮線工事、これ工事の締結後でないといこの工事に入らないよということを着手できないといことを言ってきたんですが、今の件なんですけど、これ逆に言うと来年の12月までということであれば、工事締結前でもこれが工事が可能になるのか、ならないのか。それからもう一つは、エレベーター例えば着けるとするイメージがわからないんですが、このへんのところはどのような感じになるのかなと。今なんか駅のほう行ってみても何となくうどん屋のへんなんですが、張り紙がしてあるのか、どうかはわかりませんが、あれはどういう意味なのか、ちょっとわかりませんがそのへんも含めて、何かわかれば教えていただきたいのと、これがそれに当てはまるのか、当てはまらないのか、私自身判断がつかないものですから、そのようなところをお示しいただければありがたいなということ。

○都市開発課長

まず、エレベーターを着けるイメージとおっしゃいました、その形ですけれども跨線橋をまず設けます。各ホームにそれぞれエレベーターを設けます。今改札からいわゆる6番線、豊橋行きのホームですけれども、そこにはスロープがもう既に着いておりますので、エレベーターまでは一応バリアフリー化はできると、エレベーターを使っていけば各ホームに行けるといことで、ホームのほぼ中間あたりにその跨線橋ができることとなります。それから、うどん屋の件ですが、これは実はという話なんですけれども、12月でもって閉店をするということです。これはやはり名鉄が考えておりますバリアフリー化工事をするに当たって、支障になるということでもあります。

最後にですけれども、やはり工事協定前に締結、工事協定前に工事を始めるということは我々も実は想定はしておりませんでした。工事協定後じゃないと着手できないものだと思っておりましたし、そういう説明を議会にもしてきたと思っております。このことについて愛知県の見解も聞いておるわけですけれども、今愛知県が行っております仮線の準備工事、仮側道工事、それから155号の歩

道橋のつけかえ工事、明治用水の切りかえ工事、こういったものも実は都市側の負担を前倒しして、鉄道側の負担をもらわずに都市側の負担だけで、施工しております。事業を進めていく上で手続的には、愛知県のほうは問題はないというふうな解釈を持っておるようです。ということで、工事協定前でも、名鉄が独自で行うものについては着手が可能ではないかという見解でした。今まで協定以降じゃないと着手できないというふうなことを言ってきたわけですけれども、それは今までどの地区を見ても名鉄が身銭を切って先に工事をするなんていう前例はないものですから、工事協定後じゃないと鉄道側はお金を出さないということと理解をしておりましたので、工事協定後の着手だという発言をしてきたというところでございます。

以上です。

○村上委員

今、そのバリアフリー法との関係ともいべきなのか、今まで鉄道業者の方については工事協定が結ばれない限りはやらないよといってきたと、先行投資すると知立に負担が多いよと、だけど今回については逆に企業側が先行投資してでも、その連立にひっかきましょうよと、こういうことを言ってるんですかね。ということで、この件についてっていうのが、今の知立の駅の現状を見れば当然私自身も高齢化すれば階段しかない駅で、名古屋へ行きたくても行ける状況じゃないねと。も10年、20年先にはそういう可能性もあるんですよ。だから、今実際に体の不自由な方という部分につきましては、知立の駅、例えば電車に乗っていきたいねって言ったときに、ずっと向こうのほうまで回って駅員が車いすを押して、こんなところまで乗っていただいと、帰ってきたときにどうなっちゃうのという、駅員が立ってますからね、いいんでしょうけど。やはりそういうのを見れば今障害を持たれた方も結構外に出ているんな生活の範囲も広がっておりますし、公共の電車にも乗りたいなという、この機運というのはかなり高まってきておるなということを考えれば、早くバリアフリーを行ってほしいということにつきま

しては、恐らくここにおられる委員、すべての議員それは市民の方々も本当に6万人も利用する駅で、エスカレーターもエレベーターもない本当にいいのかというところについては、同じ認識かと思えます。当局のほうにつきましては、これまで議会に説明いただいた中を踏まえると、今後このへんのところについてはちょっとご所見を部長にお聞きしたいなというふうに思いますが、どのようにされていくのかについてお答え願いたいなど。これ急に出てきた話みたいなものですから、恐らく今担当としても部局の部長としても判断つきにくいとこなのかなというふうに思いますので、今少し明らかになってきたものですから、そのへんのところ少し触れていただきたいなというふうに思います。

○都市整備部長

今、課長の方がご答弁させていただいたとおり、名鉄から工事協定前であるけれども、バリアフリーの工事をやっていきたいというような申し出があったわけですが、私どもとしてはこれまでに議会に工事協定後に工事着手なんだということでお話しさせていただいた経緯もございます。そういった分の中で名鉄には、私どもとしてそういったこれまでの計画の中で進められないかというような協議も今させていただいておるわけですが、ただ名鉄も来年の12月までに何とかバリアフリーも実施していきたいというような思いもあるという中で、今、先ほどうどん屋、構内のうどん屋だとかそういったところで閉店をするというような、そういったお知らせが出てるといようなこともお聞きしたわけですが、私も現実に見ておりますが、これについては恐らく当然名鉄も4月以降であれば必ずやっていくということになりますので、そういった中で今の店舗の契約だとか、そういった中ですぐ着手ができるようにという意味で、そんなような対応をされてるといことはちょっと聞いておりますが、まだ私どもとして名鉄の申し出に対してご返事は差し上げておりません。そういう中で、これまで議会にご説明をさせていただいた内容につきましては、私どもとしても大変重

く受けとめておりますので、こういったことを十分踏まえまして今後の対応を市の方針を定めていきたいというふうに思っております。

しかし、知立駅の現状を先ほど村上委員からもお話がありましたけれども、私も現在の知立駅の状況を見ますと早急ないわゆるバリアフリー対応が必要であるというふうなことは感じておるわけです。特に駅でよく見られる光景でございますけれども、地下通路の階段のところを手すりに寄りかかりながらお年寄りの方が苦勞されて階段を上がっているというような状況もよく見かけます。そういった部分で私も心痛めるようなところもございます。先ほど課長が答弁いたしましたとおり、これまで知立駅のバリアフリーがおくられてきたという事情については、いろいろあるわけですが、その一つにやはり連立事業のおくれているものがあつたのではないかなというふうに感じております。またバリアフリー、国と鉄道事業者、市3者のこれは3者のいわゆる責務というふうに位置づけられております。こういったことを考えますと、私どもとしても知立駅のバリアフリー化につきましては市民の方、利用者の方の利便の向上をという観点からしますと、できるだけ早い一日でも早いやはり対応が必要ではないかということは感じております。

しかしながら、先ほど冒頭申しましたとおり議会にこれまでお話をさせていただいた内容を踏まえまして、現在県と協議検討をさせていただいておりますので早急に市の方針を定めまして、駅周特別委員会を開催をしていただいて特別委員会でお諮りして、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○村上委員

今、部長にご答弁いただいたものから、これ以上突っ込んだ話はやめさせていただきたいというふうに思いますが、私の思いということなんです、このバリアフリー化という部分については今部長の御答弁の中にもございましたように、連立がもっとスムーズにいったら、多分クリア

できたのかなということだと思います。今、おくれを生じてる中で国の法律という部分の中で、ちょっとひっかかりができてきてるのかなというふうには思いますが、要望としまして早急に県の方ともつめていただいて、その案ができ次第こういう話をするのは恐らく連続立体交差事業の特別委員会というところがメインになってくるかと思えます。そこで確認のとれたものを本会議の場へ上げていくかというふうに思いますが、やはり今回の議会の中でも連続立体交差事業の負担金のあり方についても議会の方で意見書を提出して、もう既に県の方に渡しておくと、予算絡みのことが非常に大きいということで、これどちらかというところ、バリアフリー法に乗っ取って、そのまま先に先行したときには知立の負担が大きくなるねと、逆に言いますといつも担当者の方は、何やっとなるだとか、よくしかれておりますが粘ったことによって知立の負担が今の話の中では、本当の話はどうか分かりませんが、負担が少なくなるのかなということで、この粘りについては敬意を表意するものかなということでございます。ですから、早急に県、それから鉄道業者、そちらと詰めていただいでできるだけ早く着手ができるように、これは皆さんがおくれていいって話じゃなくてバリアフリーという部分についてはどうせやるのであれば、4月以降よりも早く着手してもらって、早く使っていただければ知立の駅から電車に乗っていきなという人が一日も早く電車に乗って出かけられるようなということで、早急に詰めていただいで先ほど駅周辺特別委員会の方に提案してくようなお話がございましたが、その場でしっかりとした論議ができるように詰めていただきたいということで質問を閉ざさせていただきます。今のは要望です。よろしく願いいたします。

以上です。

○杉原委員長

ほかに、質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号について挙手により採決します。

議案第61号は原案のとおり、可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第61号、平成21年度知立市一般会計補正予算案(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号、平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号について挙手により採決をします。

議案第63号は原案のとおり、可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第63号、平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議案第66号、平成21年度知立市水道事業会計補

正予算（第2号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ声あり）

○杉原委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ声あり）

○杉原委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号について、挙手により採決します。

議案第66号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○杉原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第66号、平成21年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は、終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○杉原委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午後1時22分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長